

## 「第2次近江八幡市行政経営改革指針（案）」及び「第2次近江八幡市行政経営改革実施計画（案）」の策定に係るパブリックコメント実施要領

本市においては、令和3年3月に「近江八幡市行政経営改革指針」及び「近江八幡市行政経営改革実施計画」を策定し、人口減少社会においても公共サービスを適切に維持するため行政経営改革に取り組んできました。

これらの指針及び実施計画の計画期間が令和6年度で終了したことを踏まえ、これまでの取組の趣旨や目的をさらに広く浸透させるとともに、本市を取り巻く環境や職員に関する現状、財務分析の結果を反映させた「第2次近江八幡市行政経営改革指針（案）」及び「第2次近江八幡市行政経営改革実施計画（案）」を作成いたしました。

つきましては、市民の皆様より広くご意見やご提案をいただくため、下記の要領でパブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

### 1. 公表する資料

- ・第2次近江八幡市行政経営改革指針（案）
- ・第2次近江八幡市行政経営改革実施計画（案）

### 2. 資料の公表場所

- (1) 近江八幡市ホームページ
- (2) 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- (3) 総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所1階）
- (4) 行政改革課（近江八幡市役所本庁舎3階）
- (5) 各学区コミュニティセンター
- (6) 近江八幡図書館及び安土図書館

### 3. 意見の募集期間

令和7年12月19日(金)～令和8年1月20日(火) 午後5時 《必着》

### 4. 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地  
近江八幡市 行政改革課
- (2) ファックス 0748-32-2695
- (3) 電子メール 010426@city.omihachiman.lg.jp
- (4) 市電子申請システム  
(<https://ttzk.graffer.jp/city-omihachiman/smart-apply/apply-procedure-alias/gyouseikeiei>)

※ 上記「2. 資料の公表場所」((4)を除く)では提出いただけません。

※ 原稿の返却はいたしません。

## 5. 意見を提出できる方

- (1) 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- (2) 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

## 6. 留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

また、電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

- (1) 件名「第2次近江八幡市行政経営改革指針（案）及び実施計画（案）への意見」
- (2) 住所（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）、名前、電話番号、意見内容を明記ください。

（書式例）

近江八幡市 行政改革課 あて

件 名：「第2次近江八幡市行政経営改革指針（案）及び実施計画（案）への意見」

住 所：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

名 前：

電話番号：

意 見：

（項目「○○について」、ページ番号・行数、意見内容、参考資料名等、どの部分に対するご意見なのか分かるように明記ください）

## 7. 意見に対する考え方の公表

- ・提出いただいたご意見については要旨を取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナーにて公表します。
- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方を示せませんのでご了承ください。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできません。
- ・提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・提出いただいたご意見を参考にして修正のうえ、第2次近江八幡市行政経営改革指針及び第2次近江八幡市行政経営改革実施計画として最終決定し、公表します。

## 8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 行政改革課

電話：0748-36-5599 ファックス：0748-32-2695

Eメール：010426@city.omihachiman.lg.jp